

第六十四号 二〇一八年八月発行

○発行 全国生活保護裁判連絡会

○事務局 つくし法律事務所

(〇七五 二四一 二二四四)



## 各地の闘いの報告

### 奈良市通院移送費不支給事件

弁護士（奈良） 古川雅朗

#### 1 事案の概要

奈良市在住のHさん（昭和9年生まれ、男性）は平成18年から生活保護を利用することになったが、複数の持病があり、通院治療が必要であった。通院の際の交通費はHさんにとって大きな負担であり、Hさんは担当のケースワーカーに交通費は保護費として出ないのかと何度も尋ねたものの、どのケースワーカーも「出ない」旨否定するのみで、取り尽く島もなかった。したがって、Hさんも、疑問を感じつつも諦めざるを得なかった。

ところが、平成25年になって、関わった病院のソーシャルワーカーがこの点に気付き、通院移送費の支給を受けるために支援することとなった。そして、同年の秋に申請を行い、それ以降（正確には、申請時より2か月まで遡った分を含む）の通院移送費は支給されることとなった。

しかし、Hさんはそれまでもこの点について幾度も質問・相談を行っていたにも拘わらず、奈良市側の対応が適当でなかったのであるから、より遡って支給がなされるべきである。Hさ

んと支援者はこのように主張して、通院移送費の遡及支給がなされるべきと訴えた。

これに対し、奈良市は、平成26年5月、保健福祉部長名義での文書において、申請時より2か月に留まらず可能な限り遡つての支給をするとの態度を表明したうえ、事後申請手続をするようHさんに促した。これに応じて、同年7月、Hさんが遡及分の支給申請をしたところ、驚くことに奈良市は態度を翻し、同年11月に、前回の文書を訂正する、遡及支給は申請時から2か月分に限られる旨の保健福祉部長名義の文書を発出したうえ、27年3月、先の申請に対する却下決定をした。これに対し、弁護士代理人が就いて審査請求を行ったが、50日を経過しても奈良県知事の決定がなされなかったため、平成27年10月に奈良地方裁判所に提訴した（なお、その後、審査請求棄却の決定がなされた）。

訴訟において、原告は、2か月分以上の遡及支給を認めない旨の申請却下処分は違法であるとして、その取消と、該当する通院移送費合計の支給の義務付けを求めるとともに、併せて、通院移送費については行政の側から積極的に教示されるべき義務があるにも拘わらず、奈良市がこれを怠り、更には、

質問・相談に対して通院移送費は支給されない旨の誤った対応をしたことがそれぞれ違法であるとして、国家賠償請求も行った。

2 判決（平成30年3月）  
「禁反言の法理」により支給申請却下処分の違法を認め、これを取り消すとともに、本来支給されるべきであった通院移送費合計10万余円の支払を義務付け。他方、国家賠償請求については、原告の主張するような行政の違法をいずれも認めず、棄却。

3 感想  
これに対して、原告及び被告のいずれも控訴せず、判決は確定。しかし、Hさんは、病状の悪化により、判決が確定した日の未明に亡くなられた。

訴訟により申請却下処分の取消及び保護費支払の義務付けという成果は得られ、Hさんも一定の満足はしておられたが、個人的には大いに悔しさが残る。Hさんの体調面も鑑みて最終的解決を急いだところもあり、十分な理論展開ができなかった結果、「禁反言」以上の行政の違法を引き出すことはできなかった。私たちの力不足であったことも認めざるを得ないが、それでもやはり、通院移送費については、これが受療そのものと不可分一体のものであり、また行政側においても容易にその必要性を把握しうるはずである以上、行政側に積極的な教示義務を認めるべきではないかという考えは、私個人は依然として変わらず強くある。この点、全国的な運動の広がり期待したい。また、ともに闘ってきたHさんが判決確定とともに亡くなられたことにより、その後実際に支払を受ける場面に

において、保護費の支給を受ける地位の一身専属性如何という論点にも直面することにもなった。今回は最終的には奈良市から支払は得られ、それはもちろん妥当だと考えるが、この点も理論的深化が必要であると感じた。思うに、今回の裁判のような争いは、それはもはや実質的には既に内容も具体化された金銭支払請求権であり、したがって一身専属性は必ずしもなく、相続（地位承継）の対象となり得ると考えるべきではないだろうか。社会保障制度に関わる訴訟は原告死亡により志半ばにして継続を断念せざるを得ないということが往々にしてあるが、事案により、何とか克服すべき場合もあると思う。

更に、付随的問題点としては、ケース記録のあり方がある。すなわち、われわれは、Hさんがかねてより「交通費が支給されないのか」ということについてケースワーカーに対し質問・相談を行っていたというHさんの主張を事実と確信していた一方、開示されたケース記録にはこのことが全く記載されておらず、むしろ一定期間何らの記載がないという不自然な「抜け」がみられたので、提訴後ではあるが、ケース記録原本につき証拠保全申立を行った。これは奈良地裁では却下されたが、抗告審の大阪高裁において一転して保全の必要性が認められ、差し戻しがされて証拠保全決定が出た（一連の経緯は、「賃金と社会保障」1675号掲載の西村香苗弁護士によるレポートを参照されたい）。これを受けて証拠保全がなされたが、しかし、奈良市側から提示されたケース記録原本に殊更に不自然な点は発見できず、私たちは、記

## 第24回生保裁判連総会 兼 交流会・in三重

2018年10月21日（日）9:30～

三重県津市教育文化会館

今年の総会の内容が確定しました。詳細は同封の要綱でご確認ください！

お待ちしております！！

録の抜き取りがなされたのではないかと  
という疑問を持ちつつも、真相はわか  
らないままであった。この点思うに、  
ケース記録には、通し番号あるいはペ  
ージ番号を付すべきであろう。

ともあれ、生活保護制度の運用につ  
いてはまだまだ法律家を取り組むべき  
違法・不当があると思われる。成果や  
問題点を共有しつつ、社会全体として  
少しでも改善していければと考える。



## 「四日市の廃止処分は、国賠違法だ つてよ。」 三重 芦葉 甫

1 本件は、生活保護廃止処分を受け  
た男性の事案である。

彼は、2016年3月11日、弁明  
の機会に出席後、同日付で生活保護廃  
止処分を受けた。四日市は、処分理由  
について、「指導指示に従わないため廃  
止（法62条3項）」と記す。

当時、彼は、無職無収入だった。頼れ  
る親族、友人はいない。当職は、彼の  
生活保護同行申請をした代理人であつ  
た。彼にとって、唯一の相談先だった  
のかも知れない。約1年半以上もの時  
を経て、当職が、再び代理人として、  
四日市市役所に向かった。

しかし、四日市は、求職活動指導指

示に違反したとして、「処分は適法であ  
る」として、職権取消しをしなかった。  
処分当時、面接結果待ちの状態だった  
等の事情を指摘したが、四日市の態度  
は変わらなかった。

そこで、訴訟提起を決意したが、即  
時に実行できない。生活保護が廃止さ  
れたことで、彼の生活の場が奪われ、  
生きる術がなくなったためである。当  
職は、生存権が画餅のような感覚を覚  
えた。幸いことに、多くの支援者のお  
かげで、野宿生活を免れ、シェルター  
にて生活を開始することができた。

2 野宿生活を免れたといっても、シ  
ェルター入居期限は、1か月間。慰謝  
料請求をしても、審理時間が足りない。

そこで、迅速に結論に到達させるた  
め、取消訴訟、執行停止申立を先行さ  
せた。訴訟から約2週間後、四日市は、  
職権で廃止処分を取り消した。

ただ、四日市の担当ケースワーカー  
に反省の姿勢、再発防止の姿勢がなか  
った。そこで、国賠訴訟を提起した。

これが本件のメインの訴訟となる。

3(1) 裁判所は、2018年3月15  
日、処分は違法であったと認め、彼の  
請求を一部認めた。国賠違法のハード  
ルは高いといわれているが、判決理由  
も、価値が高い。本件にとどまらず、  
多くの生活保護受給者にも当てはまる  
基準が示されたからである。その内容  
を簡潔に紹介したい。

(2) 裁判所の違法の認定は、次の2点  
である。1点目は、裁量権の逸脱濫用  
の違法。2点目は、理由不備による違  
法。

1点目の裁量権逸脱濫用の違法につ  
いて述べる。

裁判所は、いわゆる判断過程統制論  
の立場から審査を行うが、本件の裁判  
所も同様である。考慮要素として、裁  
判所は、4要件を挙げた。すなわち、  
①処分の根拠となつた指示の内容の相  
当性、②指示違反に至る経緯、③指示  
違反の悪質性、④保護の廃止がもたら  
す被保護世帯の生活の困窮の程度であ  
る。これらがすべて満たしていないと、  
処分の廃止が適法にならない。

本件では、稼働能力は低いものであ  
つたこと、指導指示違反は軽微であつ  
たこと、廃止処分により生活が奪われ  
る極めて大きな不利益を受けかねな  
かつたこと等に鑑み、違法と判断された。  
2点目は、理由不備である。

本件の理由は、前記のとおり、「指導  
指示に従わないため廃止（法62条3  
項）」しかない。この記載で、どんな指  
導がなされ、どのような意味でしたが  
つていないのか、廃止処分を選択した  
理由は何か、ということについて、明  
確だろうか。

裁判所は、従来の裁判所の見解を一  
歩前に進めた。これまで裁判所が求め  
てきた理由の記載の内容に加え、①選  
択した処分の理由、②選択するに至つ  
た事実関係の具体的記載の2点も求め  
た点からである。これは、法63条3  
項は、3つの処分（保護の変更、停止、  
廃止）が記されているため、行政にフ  
リーハンドを許さないことを念頭にお  
いているものと思われる。

3 三重県内では、判決直後から現場  
において考慮され始めている。

身近に、指導指示違反事件、短文な  
理由付記処分事件が起きた場合には、  
本判決を参考にされたい。

